

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について  
 ー事務ガイドラインー（第3部（証券投資顧問業者の監督関係） 1/1

現 行	改 正 後
<p>(別紙様式4)</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p style="text-align: center;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号 又 は 名 称) 氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)殿</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>(別紙様式4)</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p style="text-align: center;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号 又 は 名 称) 氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)殿</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>